

## 新潟県条例第56号

新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(証明事務手数料) <b>第19条</b> 修了証明書、成績証明書その他の証明書の 交付を受けようとする者(在校している者を除く。) は、1通につき <u>500円</u> の手数料を納めなければな らない。 2・3 (略)	(証明事務手数料) <b>第19条</b> 修了証明書、成績証明書その他の証明書の 交付を受けようとする者(在校している者を除く。) は、1通につき <u>450円</u> の手数料を納めなければな らない。 2・3 (略)

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。